

デジタル経済化の進展と 政策要望

2022年2月

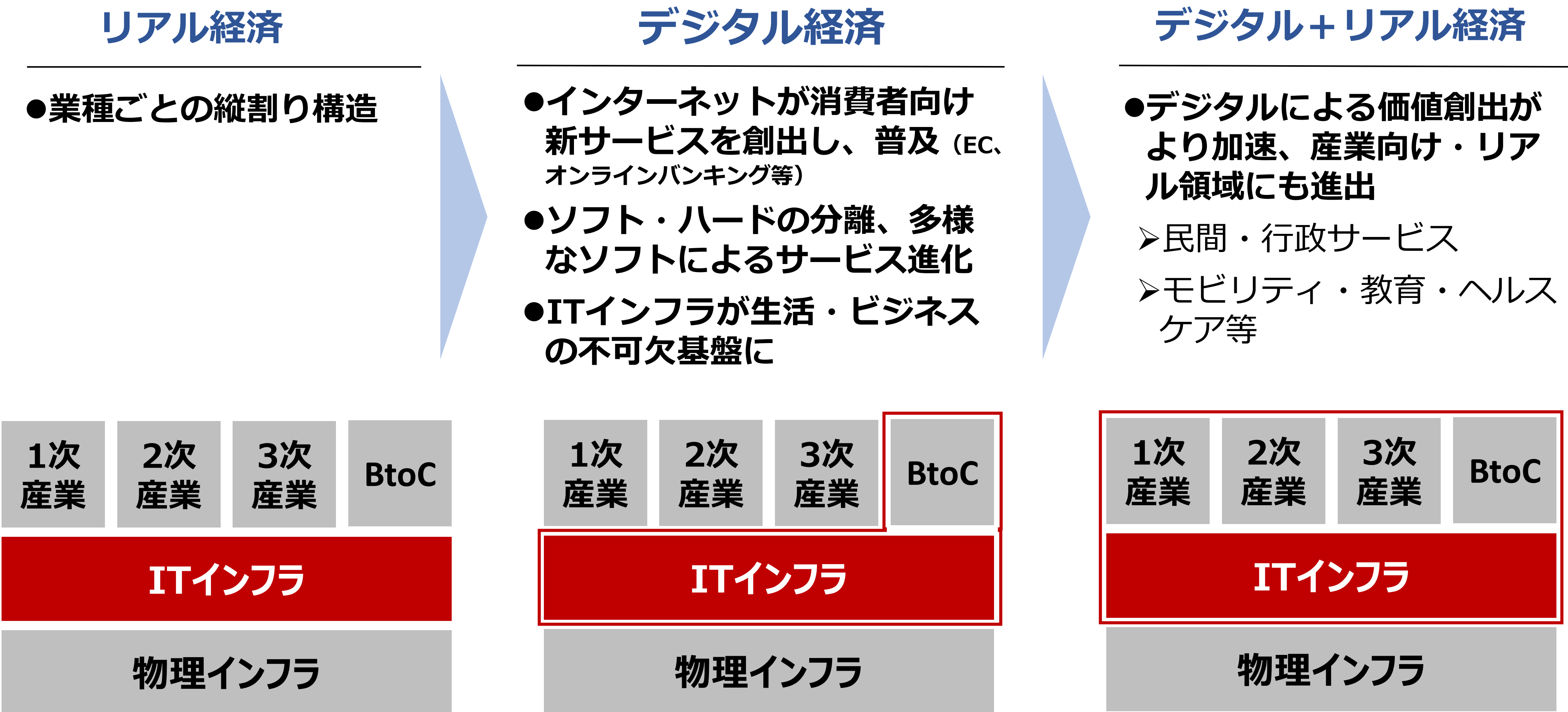


1. 基本的な考え方

2. 具体的政策要望

産業構造の変化と論点

- デジタル経済化であらゆる産業が大きく変革・横割り構造化、ITインフラが不可欠基盤に
- デジタル化により、国の垣根を超えたサービスの広がり等、越境経済化が進展
 - ▶ 海外DPF等との競争は、今後、リアル領域を含め産業のあらゆる分野へ。個人の行動や企業立地の判断にも影響を与える国の制度（規制・税制）も国家間競争の時代に
- 今後のWeb3.0において逆転するためにも、スタートアップが活躍できる環境整備が急務



1-2. デジタル市場の現状① -各種サービス-

	市場規模	外国勢のシェア推移	市場規模と外国勢シェア動向
アプリストア ※音楽・動画配信サービスやゲームなどを含む	約2.0兆円 (2020年)	ほぼ100%⇒ ほぼ100% (2017年) (2020年)	手数料30%がストア側へ、外国勢独占
音楽定額制配信サービス	約800億円 (2020年)	75%～ ⇒ 75%～ (2017年) (2020年)	外国勢シェア高止まり
動画定額制配信サービス	約3,200億円 (2020年)	20%～ ⇒ 40%～ (2018年) (2020年)	約 2 倍 (2018⇒2020年)
アプリゲーム	約1.2兆円 (2020年)	20% ⇒ 35% (2018年) (2020年)	約 2 倍 (2018⇒2020年)
インターネット広告	約1.8兆円 (2020年)	50～70%⇒ 50～70% (2018年) (2020年)	市場規模は続伸 外国勢シェア高止まり
EC	約4.5兆円 (2019年)	25% ⇒ 30% (2016年) (2019年)	市場規模は続伸

1-2. デジタル市場の現状② -基盤・リアル領域-

		市場規模	外国勢のシェア	シェア推移や見通しなど
基盤	スマホOS	約3,000万台 (2020年) ※スマホの国内出荷台数	ほぼ100% (2020年)	iOSとAndroidではほぼ100%。なおHuaweiはスマホOSをアンドロイドから独自OSに移行予定
	PCのOS	約1,700万台 (2020年) ※PCの国内出荷台数	ほぼ100% (2020年)	Chrome OSのシェアが伸びる見込み
	クラウド	約2.9兆円 (2020年)	80%~ (2020年)	AWS、Azure、GCPの利用拡大が進み、2025年には、国内市場規模約6.7兆円の見込み
リアル領域	教育 ※GIGAスクール 向け端末	約750万台 (2021年)	55%~ (2021年) ※端末メーカーベース	OSベースでは、「GIGAスクール構想の実現標準仕様書」(文科省)で、Microsoft, Google, Apple提供の3種のOSのみ(100%外国勢)
	ウェアラブル (スマートウォッチ)	約200万台 (2019年) ※国内出荷台数	90%~ (2019年) ※端末メーカーベース	2025年には、スマートウォッチ(腕時計・リストバンド型)の出荷台数は400万台を超える見込み
	スマート スピーカー	約400万世帯 (2019年) ※保有世帯数	85%~ (2021年4月時点) ※音声認識エンジンベース	2025年には、保有世帯数が約2000万世帯まで上昇見込み。SONY等の国内メーカーもあるが、Google, Amazonの音声認識エンジンを使用

国家間競争が進展する中での基本的な考え方

**日本経済の持続的な成長に向け
民でできることは民に**

民間によるイノベーションの発揮を引き出し、
スタートアップ・成長企業をエンパワー

**社会的課題の解決のためにも
民の力を最大限活用**

民間等による『将来への投資※』の強化を自発的に
引き出すことや、ビジネスの成果を社会還元するベン
チャーフィランソロピーにより、適正な『分配』を実現

※ 研究開発投資、オープンイノベーション投資、教育等人的資本投資、
社会的インパクト投資など

規制改革・税制改革などの徹底的な改革が必要

社会全体の意識変革も必要

(デジタル化は、コストカットより、高付加価値化に向けたイノベーションに向けて行われるべき)

Innovate Japan

規制改革・税制改革を進めるに当たっては、各国の優れた点から学ぶ視点が重要



金融（フィンテック）
例：ロンドン

- ◀
- ・金融のDX化（アナログ原則撤廃）
 - ・上場制度改革・SPAC解禁 等



知的財産（IP）
例：シリコンバレー

高付加価値なサービスを創出
民でできることは民に



資源（観光・エンタメ）
例：パリ、ラスベガス

- ▲
- ・個人所得税(住民税含む)引下げ（最高税率40%）
 - ・相続税引下げ
 - ・法人税引下げ(20%程度)
 - ・オープンイノベーション、スタートアップへのリスクマネー供給等による支援 等
 - ・ストックオプションの柔軟化



製造・人
例：東京（日本）

- ▲
- ・ダイバーシティ、移民政策(移民基本法の制定)、英語教育、9月入学により「人」の底上げ
 - ・出国税引下げ
 - ・グリーンエネルギー、発送電分離、エネルギーコスト低下と 温暖化防止の両立により「製造」の底上げ

- ▲
- ・ワクチン接種証明等の活用
 - ・旅行需要の平準化 等

Innovation = 新結合の5つのパターン

Joseph Alois Schumpeter

- ① 新しい財貨の生産
- ② 新しい生産方法の開発
- ③ 新しい販路（市場）の開発
- ④ 原料や半製品に関する新しい供給源の獲得
- ⑤ 新しい組織の実現



“An entrepreneur is a person who is willing and able to convert a new idea or invention into a successful innovation.”

1. 基本的な考え方

2. 具体的政策要望

国家間競争の時代に必要なデジタルによる日本国のトランスフォーメーションに向けた打ち手

デジタル人材の確保 (p.11-15)

不足する国内デジタル人材の育成とともに、既存の外国デジタル人材（移民）の活用

- 『移民基本法』の制定による移民政策の位置付けの明確化
- 重症化リスク等に関するエビデンス、ワクチン接種実績、飲み薬の確保状況等を踏まえた海外往来の早期再開

ゼロキャッシュを起点とした全産業のDX (p.16)

全産業のDXへの波及を狙い、2030年までの『ゼロキャッシュ』の実現

- 現金決済には毎年莫大なコストが発生しているとともに、トラッキングも困難
- 全ての産業の「血液」をデジタル化することは、産業自体のDXへと波及

スタートアップの徹底支援 (p.17-18)

制度改革・税制見直し等による『7つの壁※』の解決と、支援策の面的な集中投下

- スtockオプションについて、税制適格(10年の期間に限定)の緩和等の柔軟化
- ※ 7つの壁：①起業自体 ②人材調達 ③資金調達 ④開業コスト ⑤企業運営コスト ⑥既存法令 ⑦社会実装の場

デジタルフレンドリーな規制改革 (p.19-22)

デジタル化のための一括制度改革の実施と、デジタル化に逆行する制度整備の抑止

- 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(21.12.24閣議決定)に盛り込まれた一括制度改革の着実な実施
- 総務省が検討中の電気通信事業法の改正等も、デジタル化に逆行しないかという観点からチェックが必要

民をエンパワーする税制改革 (p.23-26)

産業構造の転換や新しい働き方を踏まえたゼロベースでの税制の見直し

- 金融所得増税より累進課税の是正(個人所得税(住民税を含む)の引下げ：最高税率40%)、BC課税や出国税の見直し
- 民による社会的課題の解決を促進する税制(ex. 企業によるデジタル等教育投資)の導入

産業基盤の公正競争環境確保 (p.27)

OS・アプリストアの強固な寡占への対応

- デジタル経済においてOS等は一次・二次・三次全ての産業の基盤に
- イノベーション阻害となり得る「優越的地位の濫用」ではなく、「私的独占」等の適用による構造的課題への対応

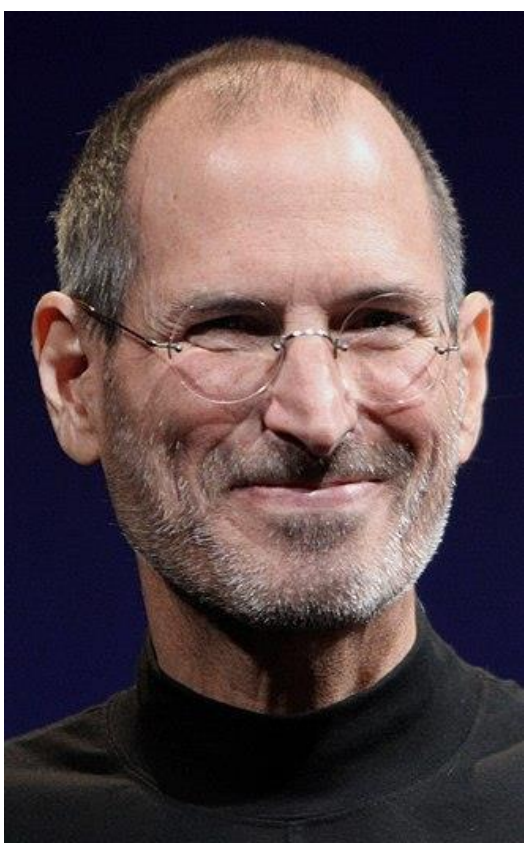
デジタル経済下の経済安全保障

インテリジェンスを活用したリスク評価に基づき、ターゲットを絞った対応

- 国際競争力の源泉となるイノベーション環境を損なわないことは前提
- 「経済安全保障」に名を借りた無関係な政策を廃した実効性ある対応

● アップルを筆頭に、総収入上位30社（フォーチュン500, 2017年）のうち、15社が移民1世・2世によって設立されている。

Rank	Company Name	Foreign Status	Relevant Founder	Country of Origin
3	Apple	Child	Steve Jobs	Syria
9	AT&T	Immigrant	Alexander Graham Bell	Scotland
10	Ford Motor	Child	Henry Ford	Ireland
11	AmerisourceBergen	Immigrant	Lucien Brunswig	France
12	Amazon.com	Child	Jeff Bezos	Cuba
13	General Electric	Immigrant	Elihu Thomson, Thomas Edison (child)	England, Canada
14	Verizon Communications	Immigrant	Alexander Graham Bell	Scotland
16	Costco Wholesale	Child	Jeffrey Brotman	Canada
17	Walgreens Boots Alliance	Child	Charles R. Walgreen	Sweden
18	Kroger	Child	Bernard Kroger	Germany
21	JPMorgan Chase & Co.	Child	Anthony Drexel	Czech Republic
23	Home Depot	Child	Bernie Marcus	Russia
24	Boeing	Child	William E. Boeing	Germany, Austria
26	Bank of America Corp.	Child	Amadeo Giannini	Italy
27	Alphabet	Immigrant	Sergey Brin	Russia

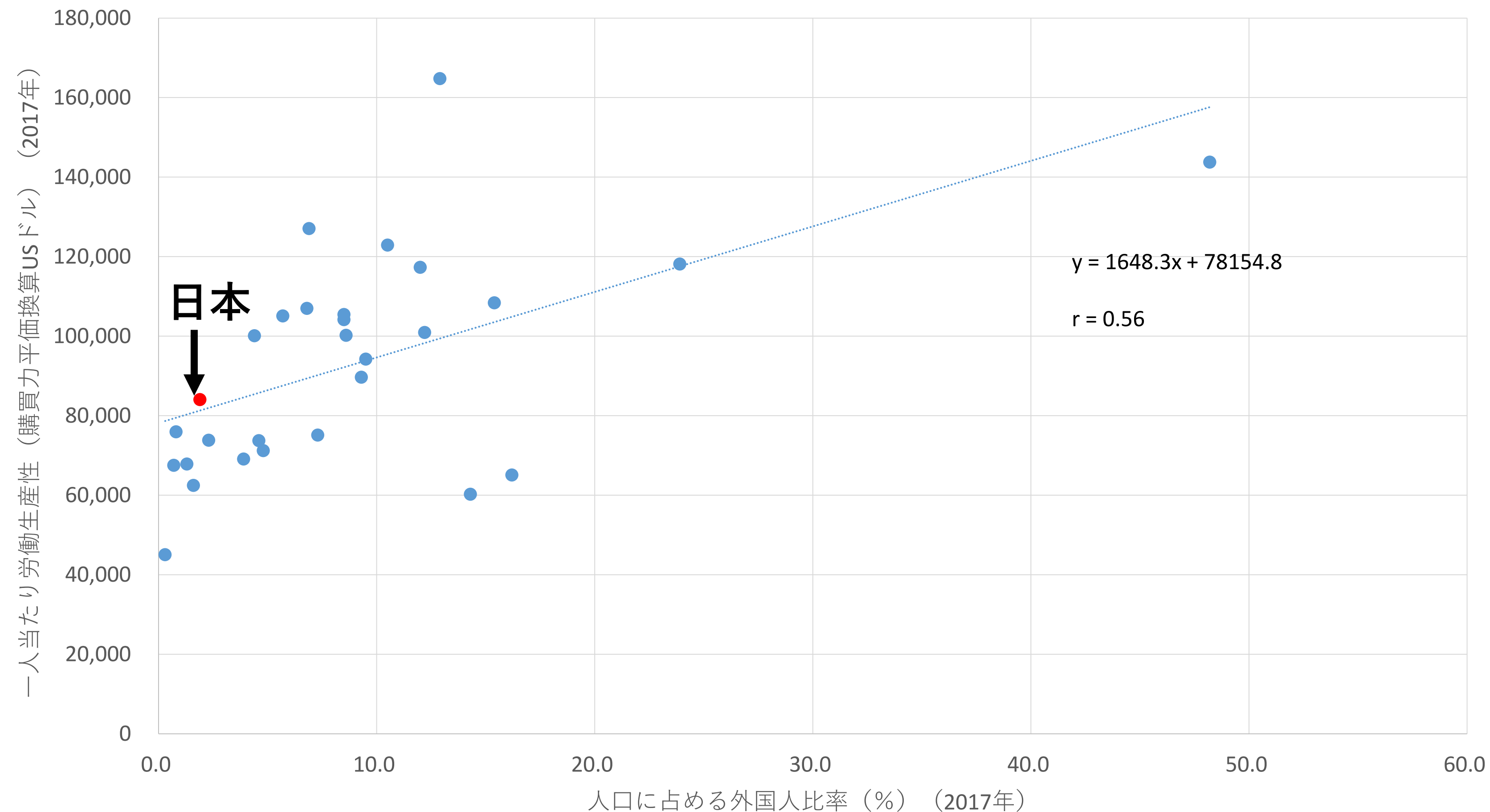


※網掛けは設立 2 5 年以内の企業(2017年時点)

(出典) Immigrant Founders of the 2017 Fortune 500

OECD各国の間では、外国人比率が高い国ほど1人当たり労働生産性が高いとの相関関係

OECD各国の外国人比率と一人当たり労働生産性の関係



(出典)
1. OECD International Migration Outlook 2018
(https://www.oecd-ilibrary.org/social-issues-migration-health/international-migration-outlook_1999124x)
2. 公益財団法人日本生産性本部「労働生産性の国際比較2018」
(https://www.jpc-net.jp/intl_comparison/intl_comparison_2018_press.pdf)

(注)人口に占める外国人比率のうち一部の国(アイルランド、フランス、韓国、トルコ、リトアニア)は、2016年のデータ

【参考】『デジタル人材』供給の国際比較（民間調査）

供給数は、**インド、中国が圧倒的**。日本は、**周辺アジアの国を下回りかつ減少**。

大学の年間卒業数	世界92か国全体	日 本	トップ3の国	
I T分野 専攻	151.2万人	3.4万人 世界9位 前年比▲1.4%	①インド	55.0万人
			②米国	14.8万人
			③ロシア	9.3万人
S T E M 関連分野専攻	237.8万人	3.0万人 世界13位 前年比▲1.1%	①インド	113.7万人
			②米国	28.1万人
			③英国	10.2万人

<参考> **中国**は上記92か国に入っていない※が参考値を以下に示す
エンジニア専攻のみで118.0万人、サイエンス専攻のみで25.6万人

※中国はapple to appleの数字がなかったため、上記92か国には入っていない

【参考】 デジタル人材獲得競争：高すぎる日本の税金

諸外国と比べ、日本は個人所得課税率が高い上、平均年収もデジタル先進国である米国・シンガポール等よりも劣っている状況。

各国の年収・個人所得課税 比較

	日本	シンガポール	インド	米国	英国	ロシア
平均年収 (Software Engineer)	42,464 USドル	51,929 USドル	7,890 USドル	83,389 USドル	44,680 USドル	16,650 USドル
個人所得 課税 (最高税率)	55% (累進課税、 地方税含む)	22% (累進課税)	30% (累進課税、 高額所得者は最大 37%の追加課徴金)	49.7% (累進課税、 地方税等含む)	45% (累進課税)	15% (累進課税)
課税所得の 範囲 (居住者)	全世界所得課税 キャピタルゲイン に課税あり	国内源泉所得課税 キャピタルゲイン に課税なし	全世界所得課税 キャピタルゲイン に課税なし	全世界所得課税 キャピタルゲイン に課税あり	国内源泉所得課税 キャピタルゲイン に課税あり (非課税枠あり)	全世界所得課税 キャピタルゲイン に課税あり

(出典) ジェトロ HP 各国税制、財務省HP、ヒューマンリソシア株式会社「92カ国をデータでみるITエンジニアレポートvol.2」をもとに作成
(参照データは2021年12月29日時点)。

海外往来の早期再開

外国人の新規入国停止により、経済回復過程で人手不足が強く懸念
日本が排他的な国との認識が広がれば、中長期的にイノベーションの阻害要因にも

オミクロン株についても重症化リスクや潜伏期間の短さ等に関するエビデンスが出て来つつあり、感染状況に留意しつつも、ワクチン接種実績、飲み薬の確保状況等を踏まえ、可能な限り早期に海外往来を再開すべき

現 状（2021.2時点）

- ✓ ビジネス上必要な人材等の出入国スキーム（ビジネス・トラック・レジデンス・トラック）は、昨年1月以降、**停止状態が継続**
- ✓ ビジネスのほか、**留学、家族滞在等の在留資格による新規入国**も同様に**停止状態が継続**（注1）
- ✓ 帰国者を含め**すべての入国者**は7日間の**自己隔離**（注2）。一部の国に滞在歴のある者は一定期間の指定ホテル待機

在留資格認定がなされている外国人であっても入国できない状況が長期間継続していること、国内居住者の海外出張もままならないこと等により、ビジネス上の支障が拡大

（注1）昨年11月5日には一時的にビジネス関係者・留学・技能実習生等の新規入国再開が発表されたものの、その後、オミクロン株対応のため、同30日から全ての国からの新規入国が停止。報道ベースでは3月以降再開

（注2）報道ベースでは、3月以降、①3日目の検査で陰性の場合は3日間に短縮、②ワクチン3回接種等の場合は免除

要 望 事 項

- ✓ **オミクロン株も含めた重症化リスク等に関するエビデンス、ブースターも含めたワクチン接種実績、飲み薬の確保状況等**も踏まえ、**早期に新規入国を再開**、入国者数上限も引上げ
- ✓ ワクチン接種者の**自己隔離・指定ホテル待機期間を撤廃**（**海外での接種実績も国内接種実績と同様に扱う**）

ゼロキャッシュを起点とした全産業のDX

近い将来、世界はゼロキャッシュの時代に入ります 日本は、どうすべきか

- 現金決済は、毎年莫大なコストが発生

日本の現金決済インフラ維持費用
1.6兆円超／年

- ・キャッシュレス決済導入事業者
 - ・現金決済の事業者
 - ・キャッシュレス決済利用消費者
 - ・現金利用消費者
- ↑
- 全員が負担

- 現金決済は、トラッキングが困難

ゼロキャッシュ
政策

2030年までに 「ALLキャッシュレス」へ

- 低コストで正確な決済
- 消費のさらなる促進
国内消費&インバウンド消費
- トラッキングできるデータに基づく行政
運営の効率化・フェアな課税やプッシュ型公的支援
- 地下経済の縮小

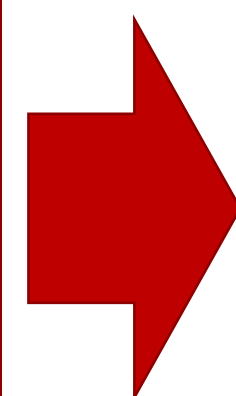
✓ キャッシュレス決済に対する優遇税制 ✓ マイナンバーと銀行口座/クレジットカード番号の紐づけ検討 ✓ 『ゼロキャッシュ・ガバメント』 歳入面(納税手続や公金収納)と歳出面(契約支払等)のデジタル化・キャッシュレス化	ゼロキャッシュ政策のKPI		2030年
	キャッシュレス決済比率	26.8% (2019年)	オンライン送金等も併せて 100%
	現金流通高対GDP比率	21.1% (2018年)	0%

【K P I】

項 目	現状値	目標値
企業価値又は時価総額が10億ドル以上となる、未上場ベンチャー企業(ユニコーン)の数	4社 (2021年3月1日現在) ※米国274社、中国123社、欧州67社	日本版シリコンバレー都市を基盤にして 100社
開業率	4.2% (2019年)	米国・英国レベル (10%台)
企業年齢2年以内の企業割合	13.9% (2014年) ※米国20.5%、英国22.4%、フランス22.8%	20%台

【基本コンセプト】

『強力な司令塔』のもとに、
①『7つの壁』の解決
②支援策の『面的』な集中投下
(スタートアップ・エコシステム拠点都市、スーパーシティ、J-Startupの地方でのプログラム等)



スタートアップ育成拠点
(日本版『シリコンバレー』)
を国内に複数形成



日本全体を
『イノベーション・ハブ』
に

スタートアップの徹底支援② 具体的打ち手

課題 7つの壁

①『起業』それ自体の壁(起業しようとする人を応援する環境が少ない)

②人材調達の壁

③資金調達面での壁

④開業コストの壁

⑤企業運営コストの壁

⑥事業化に当たっての既存法令の壁

⑦社会実装の場が不在という壁

具体的打ち手

連帯保証廃止、失敗を認める文化、アントレプレナーシップ教育、新卒一括採用や終身雇用の見直し

株式報酬制度の見直し・種類株の活用、兼業・副業の推進、雇用拡大促進優遇税制、オープンイノベーション促進優遇税制、移民政策、STEAM強化の高等教育改革

ストックオプション税制適格緩和、SPACの検討、未上場株式市場整備(株式投資型クラウドファンディング拡充、私募制度拡充、ミニIPOの創設、流通市場整備等)、IPO価格設定プロセスの見直し、上場基準・上場廃止基準の運用の適正化(赤字や債務超過の評価のあり方)、ベンチャーデット拡充、投資促進優遇税制、社会的インパクト投資拡大 等

会社設立手続き(設立登記、公証人の定款認証等) の手間とコストの削減

登記事項・種類株変更手続、会社分割手続の負担軽減、株式買取条項の見直し、アナログ原則撤廃などデジタル規制改革、上場審査手続きのデジタル化・合理化、裁量労働制の適用拡大

相談窓口の一元化と規制改革の実施

公共調達改革、SBIR制度改革、オープンデータ推進、LGWANによる分断問題解消、実験場の用意

デジタルフレンドリーな規制改革／アナログ原則の撤廃

- 政府デジタル臨調でも「デジタル原則」に沿ったアナログ原則の撤廃に向けて議論
- 新経連としては、これまでも**アナログ10原則の撤廃**を掲げており、**着実に実施**されることを期待

（アナログ10原則）

①対面・面前原則	⑥出頭原則
②書面での作成・備置・提出・交付・通知の原則	⑦現場・店頭での専門家の常駐／配置要請の原則
③押印原則	⑧人手による目視での調査・点検・検査の原則
④行政機関における印紙による支払原則	⑨原本原則
⑤様式原則	⑩現金原則

- さらに、ブロックチェーン等の**最先端技術の活用**に当たって支障とならず、**イノベーションを促進**する「**デジタルフレンドリー**」な制度が必要。例えば以下の制度を整備等すべき

（整備等対象の制度例）

- ✓ 有価証券のデジタル化への完全適応に向けた包括的な法整備
- ✓ 電磁的記録、電子署名へのブロックチェーン活用における法制度上の明確化
- ✓ STO・ICOによるトークン発行・保有等に関する会計基準整備
- ✓ ブロックチェーンに関する税制上の課題解決（法人の未実現利益に対する課税、個人所得税制上のキャピタルゲイン課税化）

デジタル化に逆行する制度整備：総務省が検討中の電気通信事業法の改正①

総務省が1月14日に公表した電気通信事業法の改正方針案

- ① **ID数1000万以上の検索サービス／SNS※¹を新たに「電気通信事業者」として電気通信事業法の規制対象に追加。**

※1 「他人の通信を媒介」する事業ではないため、現在は電気通信事業法の適用除外。

- ② **大規模な電気通信事業者※²に対し、利用者情報の取扱いについて、社内業務規程の策定、情報統括管理者の選任、情報取扱方針の利用者への公表※³、社内でのPDCAなどを義務付ける。**

※2 利用者数1,000万人以上を想定。通信キャリア、検索・SNS事業者のほか、メッセージ送信やチャット機能を持つデジタルサービス提供事業者が対象。

※3 利用者情報を保管するサーバ設置国の公表などを想定。

➡ **社内業務規程の変更命令、不十分なPDCAなどに対する業務改善命令などの措置が考えられる**

- ③ **「電気通信事業を営む者」※⁴に対し、クッキーなどを使った利用者に関する情報の外部への送信について、利用者への通知または公表を義務付ける。**

※4 これまで電気通信事業法の適用除外とされてきた、「他人の通信を媒介」しないデジタルサービス提供事業者全般を含む。

➡ **広範なデジタルサービス提供事業者が業務改善命令の対象になることが考えられる**

行き過ぎた規制を防ぐための歯止めが法律の条文になれば、イノベーションや経済活性化を阻害する制度運用につながるもの

デジタル化に逆行する制度整備：総務省が検討中の電気通信事業法の改正②

パブリックコメントにおいて新経連が提出した意見の概要

① 個人情報保護法との関係について

- 個人情報法ではなく電通法という業法で個人のプライバシー保護に関する規制を課すことは、国際的に極めて異例。
- 電通法は、通信の「利用」にすぎないビジネス／サービスまでも「電気通信事業」という提供側に位置付けており、あらゆるビジネス／サービスが規制対象となり得る。例えばFinTechサービスの利用者の保護について、個人情報法と金融サービスを規律する法律に加え、電通法が規制することは、明らかに過剰規制であり、日本のデジタルビジネスの発展・社会のデジタル化自体を大きく阻害することを懸念。
- 「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」が、金融や医療分野のものとは異なり、個人情報委との共同ガイドラインとなっていないことの正当かつ合理的な理由が不明であり、まずは共同ガイドライン化が必要不可欠。

② 現在の電気通信事業法の運用に関する問題について

- 現在の電通法の運用には、事業者を把握できていない、外国企業への実効的な法執行が十分に行われていない、規制の適用対象が不透明といった問題あり。このような電通法という土台の上で、利用者情報の保護という重要なテーマに関する規制強化を行うのは不適切。
- 規制の適用関係を巡る解釈について逐一総務省へのお伺いが必要となれば、DXやIoTの大きな負担となるほか、規制の予見可能性が損なわれ、萎縮効果をもたらすことで、円滑なビジネス展開に大きな支障を来すことを懸念。

③ 利用者情報の適正な取扱いのための体制整備に関する規制について

- 「利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信事業者」に対する規制の導入について、対象事業者の自主的な取組などを踏まえた立法事実が示されていないとともに、民間企業の人事を含むガバナンスへの行政による過剰な介入となることを懸念。

④ 利用者に関する情報の外部送信に関する規制について

- 広告を掲載するWebサイトのうち、一部のもの（ニュース提供サイト、電子掲示板など）は規制対象となり、一部のもの（ネット通販サイト、企業Webサイトなど）は規制対象とならないことについて、利用者保護やサービス提供者の負担の観点から十分な検証が必要。
- 令和2年個人情報改正が施行されていない段階でこのような規制を導入することは、立法事実などが不明。

デジタル化に逆行する制度整備：総務省が検討中の電気通信事業法の改正③

電気通信事業法改正の方向性と経済安全保障との関係

① 電通法改正の方向性を示した**総務省の報告書案**には、提案された一連の措置が**経済安全保障の観点から十分に分析・説明されていない**。

- **総務省での検討**は、プライバシー分野を専門とする法律家や消費者団体関係者など、**限られたメンバー**により行われ、多様なステークホルダーによる議論が尽くされていない。
- 特に、**経済安全保障の観点**については、例えば**サーバ設置国の公表**という措置は、**事業者のセキュリティに影響を及ぼす**といった見方もある中で、あくまでも「**利用者が安心して利用できる**電気通信役務の提供を確保し通信の信頼性を保持する観点から」と説明されており、**ガバメントアクセスへの対応という点での実効性**など、経済安全保障との関係についての**分析や説明が行われていない**。
(なお、報告書案において、**「経済安全保障」**の語は**全く使われていない**。)
- また、内閣官房の**「経済安全保障法制に関する有識者会議」の提言**（2022年2月1日）においても、総務省が打ち出しているような措置の必要性には**全く触れられていない**。
- これらを踏まえると、提案された一連の措置は、**経済安全保障を目的とするものではない**と言わざるを得ない。

② **そもそも、経済安全保障上懸念される国の事業者に対する法の執行を確実に行うべき**。

- 令和2年電通法改正により、**外国事業者に対する域外適用**が制度化されたが、実際に**日本国内で利用されているサービスの提供事業者**が法律に従って届出を行っているかを検証した上で、**未届出の事業者に対しては届出を促し**、日本の事業者とのイコールフットィングを確保することが必要。
- 特に、**経済安全保障上懸念される国の事業者**については、**法の執行を確実に行うべき**。

民をエンパワーする税制改革

新経済連盟は、以下のような「民を最大限活用した社会的課題の解決」も視野に入れた税制改正を提言（2021.5.19）→これらは、デジタル化を見据えつつ、個人・事業者による前向きな投資促進と、人材への投資を通じた公正な分配にも資する。

税制改正の項目	趣旨	具体策
オープンイノベーション税制の拡大	● 現行制度の対象となるのは、主に企業規模が比較的大きく数年後に上場を見据えているようなスタートアップであり、シードラウンドやシリーズAラウンドのスタートアップは事実上対象外	● オープンイノベーション税制にシード・アーリー期の枠を創設し、シード・アーリー期として一定の要件を満たすスタートアップに対する出資について、出資額の要件を緩和しつつ（1億円→1000万円等）、所得控除の割合を増加（25%→100%等）
租税特別措置の適用要件の見直し	● 研究開発税制等の租税特別措置については、産業構造が大きく変化する中で適用要件を見直していくことが必要	● 適用要件において、DXや人材への教育投資を促すべく、デジタル投資や教育投資の水準も加味
デジタル人材育成税制	● 企業にとってのSaaS利用は、「人の育成・人への投資」という意味合い	● デジタル人材の育成・投資を促進するために、SaaS費用について税制上の優遇措置（人材確保等促進税制への組み入れなど）
教育投資税制創設	● 米国等と比較した場合、大学と企業の人材育成方針に溝があり、社会全体で人材育成を進めるため、経済界と教育界の往来を活発化するための施策が必要	● 企業から大学への教育投資（社会人受入れ費用、PBL共同開発費用等）の税額控除とともに、人材確保等促進税制における上乗せ要件について、企業から大学への寄付講座や講師派遣に要した費用も対象に
外国人材に対する税制の見直し	● 外国人材の労働・生活環境を改善し、企業への定着、日本人職員との共生や各地域における共生を推進する必要	● 外国人材の定着、日本人職員・地域コミュニティとの共生の取組を行っている企業を公的に認定し、法人税の優遇措置
社会的投資減税	● SDGs推進に当たり、ソーシャルベンチャーに社会的課題解決に向けた理念に共鳴できる個人の資金を呼び込むことが重要	● エンジェル税制に社会的投資減税特別枠を創設
コロナ禍を契機とした共助のための税制	● 民間同士の助け合いの重要性の認識が向上している中で、デジタルプラットフォームは応援する側・される側を媒介	● コロナ問題解決のためのデジタルプラットフォームを提供した「クラウドファンディング」「ギフティング」事業者を認定し、その費用の一部の税額控除とともに、寄付税制の対象となる寄付先を抜本的に見直し（災害支援を行う法人、コロナ患者を受け入れる医療機関等を広く対象とするなど）

ブロックチェーン：法人に対する税制上の課題（未実現利益への課税）

- 現在、世界ではパブリックBCにアプリやDID（分散型ID）、DeFi（分散型金融）、NFT等をのせるのが主流
- 相互運用性やスケーラビリティ等の技術上の問題は解消されつつある。自律分散型技術の成熟により、パブリックBCが社会の構成要素となる日も近いと見られている

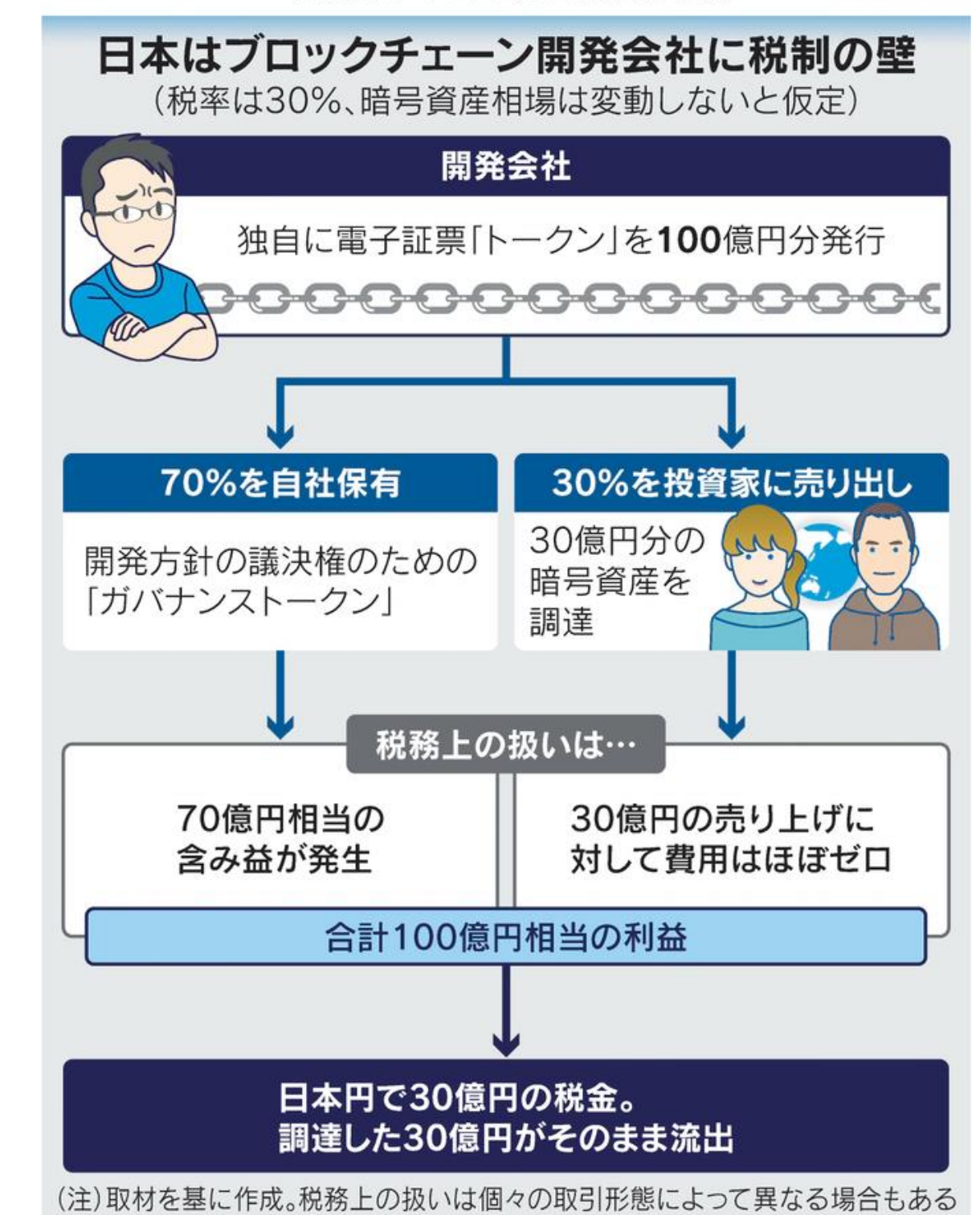
例：シンガポール政府はイーサリアムのパブリックBCをコロナ陰性証明書のシステムに活用

- こうしたなか、**未実現利益に課税される暗号資産の法人税制や、BC関連の法制度のグレーゾーンの多さから、有望なスタートアップが（いわゆるタックスヘイブンではなく）海外に転出する事態が相次いでいる**

例：あるスタートアップは、ガバナンストークンの発行によって、日本では未実現利益に対して推定450億円の法人税負担が生じることが判明。対してシンガポールでは、長期保有資産扱いでゼロとなることから、致し方なく海外に移転（ガバナンストークンについては、右図参照）

- **法人に対する暗号資産税制について、事業者がトークンを自社発行する場合（＝投機目的がない）は未実現利益について課税対象から除く等、一刻も早い改正を要望**

- ◆ 日本の税制がBCスタートアップの国際競争力の足かせになっている問題は、日経新聞でも特集
- ◆ 新経連の提言にも言及あり



出典：2021年11月7日付 日経新聞

酷税に失望、デジタル頭脳去る
暗号資産で「戦えない」

ブロックチェーン：個人に対する税制上の課題

- 2019年5月の改正法成立（資金決済法および金商法）により、「暗号資産」として金融資産としての位置づけが付されたこと等を踏まえ、税の公平性や制度内の整合性の観点から、**税法上も譲渡所得として扱うべき**（現行は雑所得）
- アメリカをはじめ、**海外ではキャピタルゲイン課税が主流**。海外競争力の確保の観点から、早急に税制上の乖離を解消するべき。

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
課税上の位置づけ	金融資産 支払手段	資産という以上の区分なし（通貨ではない）	のれん以外の無形資産	無形資産	のれん以外の無形資産
個人の所得税	• 原則雑所得 • 事業と認められる場合は事業所得 • 最大45%（住民税込みで 55%）で総合課税 • 申告分離ではない • 年末調整済み給与所得者で、該当所得 20万円以下なら確定申告不要	• キャピタルゲイン課税 • 1年以上保有した場合、long-time capital gain”として最大20%までの税率で課税 • 1年未満の保有の場合は通常の累進課税	• 所有を観念でき、認識可能な価値を有する限りキャピタルゲイン課税 • 納税者がhigher or additional rate taxpayerの場合は、その他課税資産の譲渡として20%の固定税率	• 一般原則に従って課税 • 仮想通貨を 1年以上保有している場合は原則非課税	• 個人投資家による仮想通貨のキャピタルゲイン（仮想通貨相互の交換は含まれない）は、30%の固定税率で課税 • 年間の利益が 305ユーロを超えない限りは非課税 • 但し、機関投資家やマイニング事業者は、最高税率を60%とする累進税率による所得税の対象

国外転出時課税制度の見直し

制度概要

- **国外への転出時に1億円以上の有価証券等を所有している場合、転出時に当該有価証券等の譲渡等があったものとみなし、含み益に対して所得税が課税**
- **納税猶予特例の適用を受ける場合には、納税猶予の対象となる所得税額及び利子税額に相当する額の担保提供が必要**

課題

1. グローバルに人材を集める上での支障

- 本制度は国籍にかかわらず、日本に5年以上居住した場合には対象となる。日本への入国以前から所有していた資産も、5年以上居住した場合には本制度の対象となることから、日本で働くことを躊躇する要因に

2. 日本人の海外ビジネス実施上の支障

- 海外事業を成功させるには、その事業に精通した役員・従業員を海外に派遣して事業の拡大を図るのが通常であり、その派遣期間は予め予測できないことが多い。そうした中、本制度が派遣を行う際の大きな懸念事項に

制度の抜本的な見直しが必要

例：日本への入国以前から所有していた資産については対象外とする
企業派遣による一時的非居住者については、納税猶予時の担保提供を免除する

デジタル経済における競争上の課題と打ち手

課題

- ITインフラが全産業の不可欠基盤に
特に**モバイルOSは2社による寡占**
決済サービス・アプリストアも合わせ提供
※2つのOSを併用する人は極めて限定的なため**事実上1社独占**
- 結果、アプリストアの**手数料率**は**極めて高額**
(基本30%、一部15%)
最近の**公取調査**も**根本解決に至らず**
※デジタルコンテンツ等のアプリ外決済誘導は可能となるも、ゲームアプリ等は変更なし。高額な手数料も変更なし
- UI/UXの統一等を名目に**アプリの機能にも制限** (モバイル通信等他分野における競争にも悪影響)
- デジタル化進展により、**公共領域を含む産業全体により広く悪影響**が及ぶおそれ

打ち手

- **独占禁止法改正等**による**速やかな事後的是正措置**
手数料率の適切性にも切り込み
- 他分野にも悪影響が生じる場合は関係府省が連携して対応
- 重要ITインフラを合わせ提供し、**強固な寡占構造**となっていること**自体が課題**
構造的措置を取る「独占的状态」の発動も検討

※独占的状态：高度な寡占状態が形成された場合、企業分割を含む構造的措置を可能とする、独禁法上の「伝家の宝刀」

※企業分割困難でも、OS・決済サービス・アプリストアの垣根を超えた相互乗り入れ、API開放等の適切な措置



新経済連盟

Japan Association of New Economy